

# 令和7年度税制改正概要



令和6年12月  
国土交通省

# 目次

令和7年度国土交通省税制改正概要 主要項目 .....1

## I. 豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり

- 住宅ローン減税等に係る所要の措置 .....3
- 老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設・拡充 .....4
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の延長 .....5
- 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長 .....6
- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 .....7
- 2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置 .....8
- 脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充 .....9
- 半島及び離島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 .....10
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 .....11
- 鉄道事業再構築事業において取得される施設等に係る特例措置の延長 ..12

## II. 持続的な経済成長の実現

- 外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し .....13
- リート及び特定目的会社を取得する不動産に係る特例措置の延長 .....14
- 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長 .....15
- トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長 ..16
- 国際戦略港湾等の荷さばき施設等に係る特例措置の延長 .....17

## III. 安全で安心な社会の実現

- 鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設 .....18
- 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充・延長 .....19
- 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置の延長 .....20
- 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の延長 .....21
- 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の延長 .....22
- ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長 .....23
- 鉄軌道駅のバリアフリー施設に係る特例措置の延長 .....24
- 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長 .....25

主要項目以外の項目 .....26

# 令和7年度国土交通省税制改正概要(主要項目)

## I 豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり

### 1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税等)
- ② 老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設・拡充(法人税等)
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の延長(固定資産税)
- ④ 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長(不動産取得税)
- ⑤ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)

### 2. 都市の魅力の向上と活力ある地域づくり

- ① 2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置(所得税・法人税・不動産取得税・固定資産税・自動車税等)
- ② 脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充(法人税等)
- ③ 半島及び離島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)
- ④ 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税)
- ⑤ 鉄道事業再構築事業において取得される施設等に係る特例措置の延長(固定資産税等)

## Ⅱ 持続的な経済成長の実現

### 1. 観光立国の実現

- ① 外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し(消費税等)

### 2. 不動産市場の活性化

- ① リート及び特定目的会社を取得する不動産に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)
- ② 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)

### 3. 産業の生産性の向上、国際競争力の強化

- ① トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長(所得税・法人税等)
- ② 国際戦略港湾等の荷さばき施設等に係る特例措置の延長(固定資産税等)

## Ⅲ 安全で安心な社会の実現

### 1. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ① 鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ② 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ③ 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ④ 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の延長(固定資産税等)

### 2. 安全で安心な交通インフラの実現

- ① 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の延長(自動車税)
- ② ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長(自動車税)
- ③ 鉄軌道駅のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ④ 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)

# 住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅ローン減税について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年も引き続き実施する。

		<入居年>			
		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
<b>控除率 : 0.7%</b>		1年間の控除額 =借入金額×0.7% ※限度額あり			
<b>借入限度額</b>	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円	<b>今回改正内容</b> 4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認:2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		その他の住宅	2,000万円		
<b>控除期間</b>	新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)			
	既存住宅	10年			
<b>所得要件</b>		2,000万円			
<b>床面積要件</b>		50㎡ (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認:40㎡(所得要件:1,000万円))		<b>今回改正内容</b> 50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件:1,000万円))	

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

○子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置についても、令和7年も引き続き実施する。

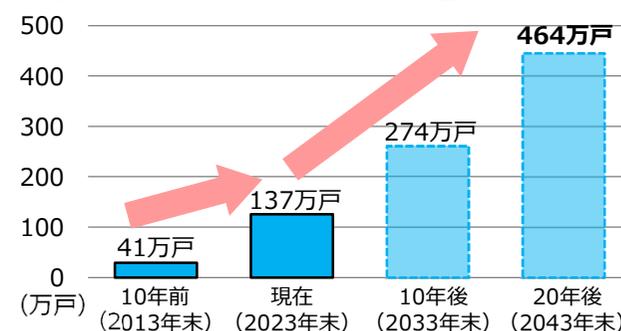
# 老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設・拡充 (法人税・消費税・地方消費税・法人住民税・事業税・事業所税)

老朽化マンション等における区分所有関係の解消・再生のための仕組みに係る税制上の特例措置を創設・拡充する。

## 施策の背景

- 今後、高経年マンションが急激に増加する見込み。老朽化マンションの建替え等の円滑化を進めることは外部不経済防止の観点から公益性が高く、それを担う組合の負担を軽減する税制措置が従来から行われている。
- 区分所有法において、区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組みが創設されることを見据え、マンション建替円滑化法において、これら新たな仕組みに対応した事業手続(組合設立等)の創設を検討。  
 <区分所有法に創設される見込みの仕組み> 建物取壊し敷地売却、建物更新(一棟リノベーション)等
- 老朽化マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、新たな事業手続を活用した再生等を円滑に進めるためには、これらの事業実施のために設立される組合について、従来の組合と同様の費用負担軽減が必要。

築40年以上のマンション数の推移【国土交通省推計】



## 要望の結果

特例措置の内容 ※関連する法改正を検討中

- ◎ マンション建替円滑化法に新設する、  
 ・「マンション取壊し敷地売却事業」(仮称)  
 ・「マンション更新(一棟リノベーション)事業」(仮称)  
 等の円滑化のため、事業の施行者(組合)に係る特例を創設

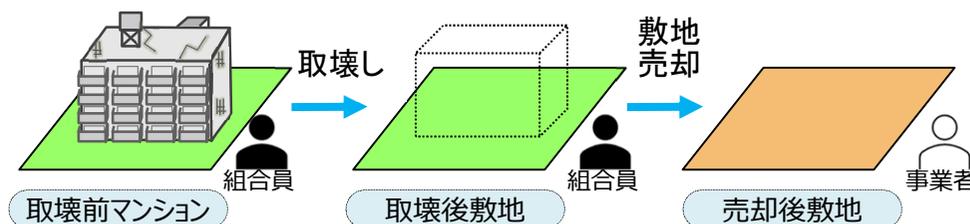
- 【法人税・法人住民税・事業税・事業所税】  
 ・収益事業以外の所得の非課税措置
- 【消費税・地方消費税】  
 ・資産譲渡等の時期、仕入税額控除及び申告期限の特例

※ マンション建替円滑化法の現行事業の対象となるマンションの要件を緩和することに併せて、本特例の対象を拡大する(拡充)。

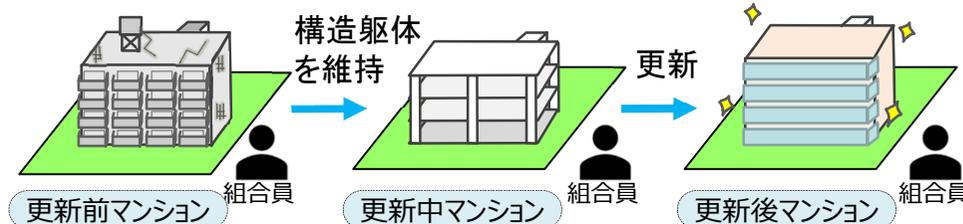
## 結果

上記について、恒久措置として特例を創設・拡充する。

### マンション取壊し敷地売却事業(イメージ)



### マンション更新(一棟リノベーション)事業(イメージ)



# 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の延長(固定資産税)

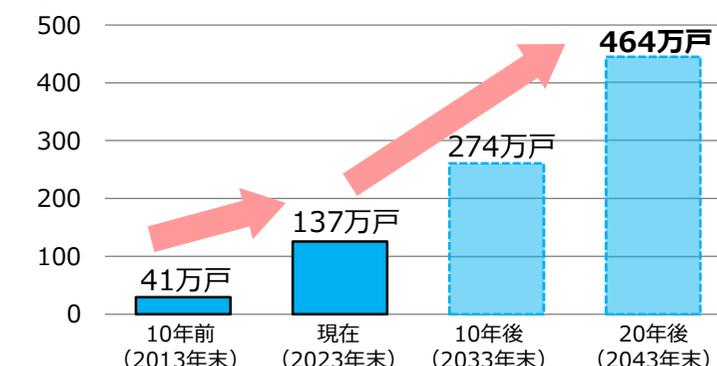
管理計画認定マンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税額を減額する特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- 我が国において、今後、高経年マンションが急激に増加する見込み。
- 修繕積立金が不足し、必要な大規模修繕工事がなされずにマンションの高経年化が進むと、外壁の剥落などの居住者や周辺住民の生命・身体に危害を生じさせかねない事態が発生。
- さらに、除却の行政代執行等によって地方公共団体に大きな負担が生じる懸念。
- このため、管理組合に対して、必要な修繕積立金を確保し、長寿命化に資する大規模修繕工事※を適切な時期に実施するよう、管理組合における合意形成を促す必要。

※ ①外壁塗装等工事、②床防水工事及び③屋根防水工事のこと。  
本税制特例の適用に当たっては、①～③の工事をすべて実施することが必要。

築40年以上のマンション数の推移 【国土交通省推計】



## 要望の結果

### 特例措置の内容

【固定資産税】 管理計画認定マンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、各区分所有者に課される工事翌年度の建物部分の税額を減額(1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合(参酌基準:1/3))。

### 結果

- 現行の措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。
- マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても、減額措置の適用を受けることができることとする。

# 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長(不動産取得税)

買取再販で扱われる一定の住宅等に係る不動産取得税(宅地建物取引業者の取得に係るもの)について、軽減措置の適用期限を2年間延長する。

## 施策の背景

- 買取再販は、不動産の企画・販売力のある事業者が、既存住宅を一旦取得し、効率的・効果的にリフォームを行った上で、エンドユーザーに販売する事業形態。
- ノウハウのある事業者が質の向上を行っていることが、消費者に安心感を与え、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に大きく寄与。また、空き家の有効活用にも有力な手段となるため、本特例措置の延長は必要。

**目標** 2030年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円とする(2018年:12兆円)[住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)]

## 要望の結果

### 特例措置の内容

買取再販で扱われる住宅・敷地のうち、一定の質の向上を図るリフォームを行った後、個人の自己居住用住宅として譲渡するものについて、不動産取得税(宅地建物取引業者の取得に係るもの)を以下のとおり減額。

【住宅部分】築年月日に応じ、一定額を減額(最大36万円)。

【敷地部分】一定の場合※1に、税額から一定額※2を減額。

※1 対象住宅が「安心R住宅」である場合又は既存住宅売買瑕疵保険に加入する場合。

※2 150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額。

売主

リフォーム工事  
(一定の質の向上※)

※耐震、省エネ、バリアフリー、  
水回り等のリフォーム

買主

事業者

・不動産取得税  
・登録免許税

・不動産取得税  
・登録免許税(別途、減額措置あり)

### 結果

現行の措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

# サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)

高齢者が安心して暮らせる住まいの確保が求められる中、バリアフリー化され、状況把握サービス等が提供されるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- 高齢者世帯の増加が今後も見込まれる中、**高齢者向け住宅の整備**、とりわけ、**バリアフリー化された、サービス付き高齢者向け住宅**の供給の**促進策が必要**。

### サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

#### ■ハード

- 床面積は原則25㎡以上
- バリアフリー構造

#### ■必須サービス

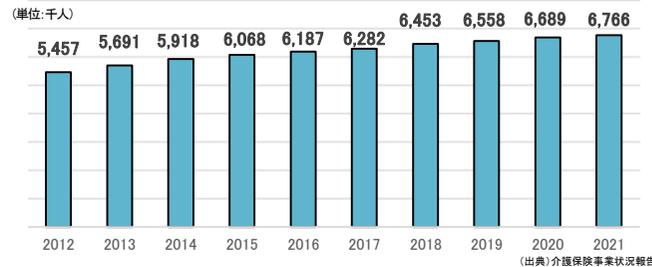
- 状況把握サービス
- 生活相談サービス

#### ■契約内容

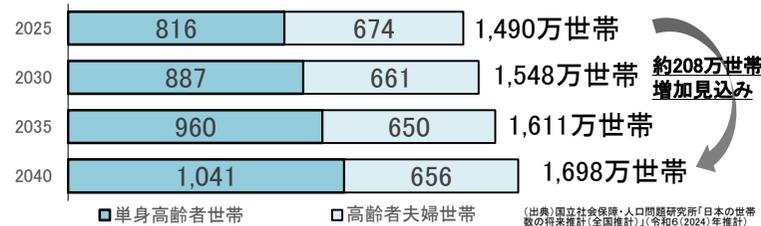
- 敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しない



### 要支援・要介護状態にある高齢者の増加



### 単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯の増加



### 高齢社会対策大綱(R6.9閣議決定)

- 介護基盤や、**サービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備**等を進める
- 高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、**サービス付きの高齢者向け住宅の供給**等により、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する

### 住生活基本計画(R3.3閣議決定)

- **高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保**
- サービス付き高齢者向け住宅等について、自立度に応じた生活を営める住まいとしての性格を重視して(…) **整備・情報開示を推進**

## 要望の結果

### 特例措置の内容

【不動産取得税】家屋：課税標準から1,200万円/戸を控除。

土地：税額から一定額(※)を減額。

※150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額。

【固定資産税】5年間、税額を減額。

(1/2～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合(参酌基準:2/3))

<上記の各特例措置の対象は、国からの建設費補助を受けていること等、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅に限る。>

### 結果

現行の措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

# 2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税、  
不動産取得税、固定資産税、都市計画税、国有資産等所在市町村交付金、自動車税、軽自動車税)

2027年に横浜で開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び開催に資するよう、公式の参加者に対する非課税措置等を講じる。

## 施策の背景

- 2027年に横浜で開催される国際園芸博覧会は、博覧会条約に基づいて開催される国際博覧会。  
(国際園芸博覧会の開催は、1990年大阪花博以来2度目)
- 国際博覧会の開催に当たり求められる公式の参加者等に対する特権付与、出展する国内企業、主催者の博覧会協会に対する税制上の措置等を講じることで、円滑な開催を後押し。
- 令和7年度から参加者が来日し、展示施設の整備等が始まることから、速やかに措置を行う必要。

### 開催地

神奈川県 横浜市 : 約100ha  
(2015年に返還された米軍施設跡地の一部)

### 開催期間

2027年(令和9年)3月19日～9月26日

### 目標

70の国・国際機関の出展

## 要望の結果

- 以下の事項に対する非課税措置等を講じる。
  - ・ 公式の参加者、博覧会協会等が取得・所有する展示施設等【固定資産税等】
  - ・ 公式の参加者等が輸入して使用する車両【自動車税等】
  - ・ 公式の参加者やその職員が得る寄附金、給与等の所得【所得税・法人税等】
- 対象期間：令和7年度から国際園芸博覧会に係る活動終了(原則令和9年度)まで

<展示施設のイメージ>



2022アルメーレ園芸博(オランダ)  
日本国政府 屋外展示

# 脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の 金融支援業務に係る特例措置の拡充(法人税・法人住民税・事業税・事業所税)

都市の脱炭素化を一層促進するために拡充された民間都市開発推進機構の支援業務について、収益事業の範囲から除外する措置を講じる。

## 施策の背景

○カーボンニュートラル社会の実現を図るため、CO2排出量の約5割が由来する都市における脱炭素化の推進が必要。



○改正都市再生特別措置法(令和6年通常国会成立)において、緑の創出や再生可能エネルギーの導入等の支援強化・普及を図るため、都市の脱炭素化の促進に資する都市開発事業(脱炭素都市再生整備事業)の大臣認定制度を創設。

○大臣認定事業に対しては、民間都市開発推進機構から共同型都市再構築業務による支援ができ、その支援対象には、従来の公共施設等整備費用に加え、緑地等管理効率化設備、再生可能エネルギー発電設備等の整備費用を追加。



**拡充後の共同型都市再構築業務について、従来の共同型都市再構築業務と同様に、低利な資金供給が確保されるよう、民間都市開発推進機構に対する税制上の措置を講じることが必要。**

### 【共同型都市再構築業務のスキーム】



### 【設備イメージ図】



・再生可能エネルギー発電設備  
(例 太陽光発電設備 等)



・緑地等管理効率化設備を  
導入した都市開発事業

## 要望の結果

改正都市再生特別措置法に基づき拡充された、脱炭素都市再生整備事業に対する支援業務についても、従来と同様に民間都市開発推進機構の収益事業の範囲から除外する措置を講じる。

# 半島及び離島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

地理的・社会的な条件不利性を抱える半島及び離島において製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供する設備を取得した場合に係る割増償却制度を2年間延長する。

## 施策の背景

半島及び離島は地理的・社会的な条件不利性を抱えていることから、長年、地域内の事業所の減少に加え、人口の社会減少率も高い状況にある。これらの課題に対応し、半島及び離島が自立的に発展するためには、本税制特例により設備投資を促進し、地域内における事業活動の継続・拡大を図ることで、雇用を創出し、人口の社会減の抑制・定住の促進を図ることが必要。

	条件不利性	事業所数 (H28~R3)
半島振興対策 実施地域	三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、交通アクセスが不便で、居住や経済活動に制約	▲3.3%
離島振興対策 実施地域	四方を海等に囲まれ、船や飛行機等による輸送費が多額	▲7.7%
(参考) 全国	—	▲1.8%



旅館業の例：グランピング施設  
房総半島(千葉県いすみ市)



製造業の例：青のり養殖タンク  
走島(広島県福山市)

### 税制適用による効果

税制適用

事業者による設備投資の促進

半島・離島地域における「事業所数」の  
維持・拡大  
(地域企業の事業の継続・拡大)

雇用機会の維持・創出

社会減の抑制・定住の促進

※出典：総務省経済センサス活動調査(平成28年、令和3年)より、作成。

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【所得税・法人税】

産業振興促進計画等の区域内※において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供する取得価額500万円以上等の設備を取得した場合に、**5年間48%(建物、附属設備、構築物)又は32%(機械、装置)の割増償却。**

### 結果

現行の措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

※過疎地域持続的発展市町村計画において定められた産業振興促進区域を除く

# 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税)

関西文化学術研究都市において整備される研究施設に係る特別償却制度の適用期限を2年間延長する。

## 施策の背景

### ◇ 国家プロジェクトとして都市の建設を促進

○ 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号)

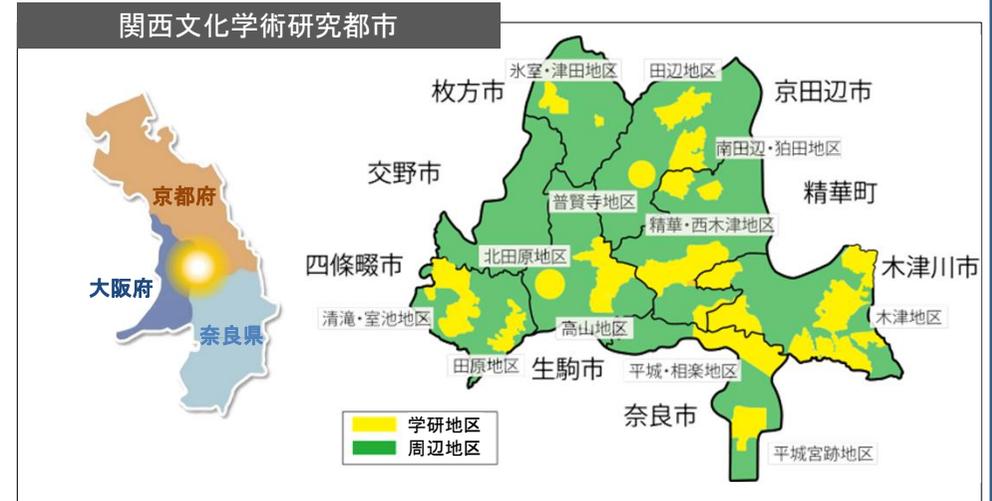
第一条 文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もつて我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資する。

第十条 国は、租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。

地元や国等が様々な施策を実施し、立地促進のための基盤整備が進められているところ、研究施設用地の施設整備率は55.5%(157施設)※であり、十分な集積メリットを発揮するまでには至っていない。

※令和6年4月時点

新産業の創出など国民経済の活性化を図るため、本特例措置により、事業者の活力を十分に活かして文化学術研究施設の立地促進を図る必要。



### 税制適用による効果



### 国・自治体等の取組

- 立地促進のための基盤整備(南田辺・狛田地区におけるクラスター開発の進展等)
- 大阪・関西万博、けいはんな万博の実施、スマートシティの実装

➡ 立地促進のため、様々な取組を連携して実施

## 要望の結果

関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、文化学術研究施設を新設又は増設する場合、以下の特例措置を講じる。

### 特例措置の内容

【法人税】 研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が4.5億円以上の場合、

- ・建物及び附属設備 特別償却率 6 / 100
- ・機械及び装置(取得価格400万円以上) 特別償却率 12 / 100

### 結果

特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

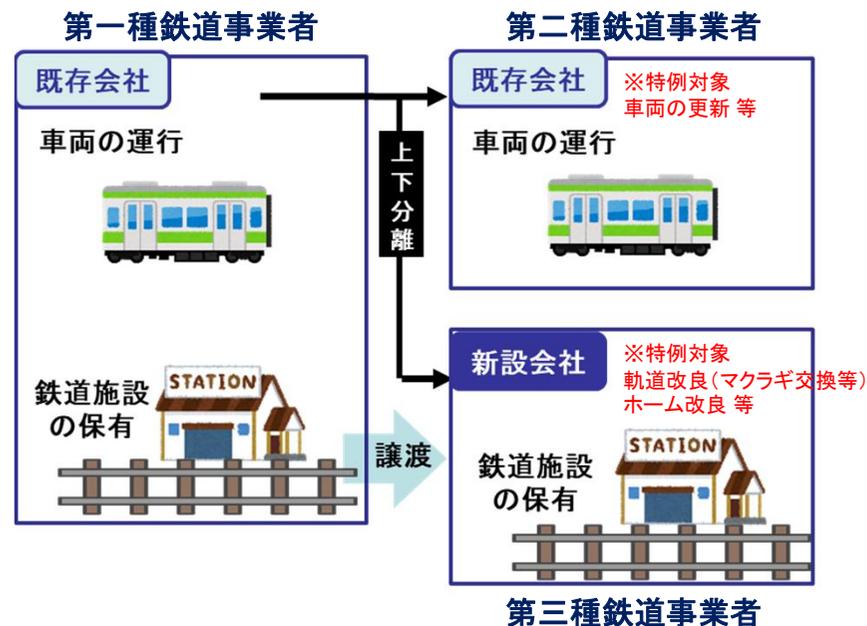
# 鉄道事業再構築事業において取得される施設等に係る特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援し、地域の暮らしを支えるローカル鉄道の維持・活性化を図るため、当該鉄道事業者が国の補助を受けて整備した施設等に係る特例措置を延長する。

## 施策の背景

- 人口減少の進展、自動車交通への転換など鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、特にローカル鉄道は利用者的大幅な減少に直面しており、存続が危機的状況にある。
  - 他方、ローカル鉄道はその地域の足として、マイカーを保有していない若年層の通学、高齢者の通院・購買活動等を含む沿線住民の日常生活を支える重要な地域公共交通の一つである。このため、ローカル鉄道の維持・活性化は不可欠である。
  - そこで、事業構造を見直し、利便性の向上を促進するとともに、その施設整備に係る負担の軽減を図る必要がある。
- ▼
- 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施しやすい環境を整備することにより、事業構造の変更を図り、もって利便性と持続可能性の高い地域公共交通への再構築を促進する。

## 鉄道事業再構築事業の例



## 要望の結果

### 現行の特例措置

- 【固定資産税・都市計画税】 鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に係る補助金等を受けて整備した安全性の向上に資する償却資産又は家屋について、取得後5年間、課税標準を1/4に軽減する。

### 結果

- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。



車両



線路設備  
(軌道改良(PCマクラギ化))



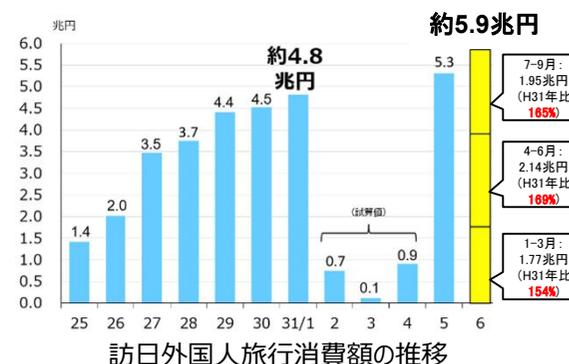
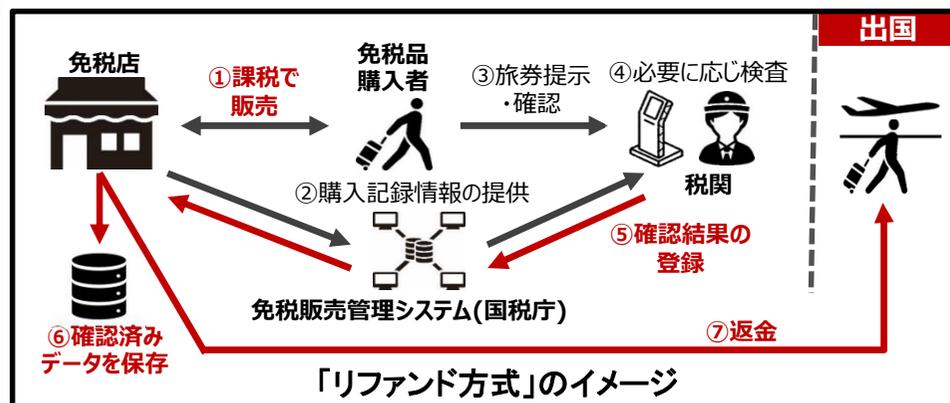
電路設備  
(電柱の更新)

# 外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し (消費税・酒税・地方消費税)

外国人旅行者向け免税制度について、不正利用の排除等を目的とした「リファンド方式」への見直しに際し、本制度を引き続きインバウンド消費拡大を通じた観光立国の実現に向けた重要な政策ツールとして活用するため、消耗品の特殊包装や上限額を撤廃等する措置を講じる。

## 施策の背景

○外国人旅行者向け免税制度について、「リファンド方式」への見直しに際し、不正対策と併せて旅行者・免税店双方にとって利用しやすい制度へと変更することで、訪日外国人旅行消費額を更に拡大させることが重要である。



## 要望の結果

○以下の措置について、令和8年11月1日以後の購入から適用する。



消耗品について：**特殊包装の廃止**  
(「消耗品」：化粧品、食品、薬等、「特殊包装」：封印付き半透明袋等)

免税店の**事務負担軽減**、旅行者の**利便性向上**。



消耗品について：**上限額の撤廃** (= 一般物品と同じ扱い)  
(上限額：50万円)

一般物品と消耗品とを**区別しなくてよくなり**、**免税店の事務負担が大きく軽減**。



免税対象物品かどうかの免税店側の**判断を不要に**  
(免税対象物品：通常生活の用に供する物品)

税務リスクから解放され、販売・購入がしやすくなり、**旅行消費の拡大に貢献**。

○上記のほか、以下の措置を講じる。

- 免税成立時期の明確化(税関の持ち出し確認前90日以内の購入が対象) (令和8年11月1日以後の購入から適用)
- 免税品購入者による免税品の別送は対象外 (令和7年4月1日から廃止)

# リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長 (登録免許税・不動産取得税)

リート及び特定目的会社が不動産を取得する場合における登録免許税及び不動産取得税の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

我が国の不動産については、引き続き、国際競争力の強化や脱炭素社会の実現に資する質の高いオフィス等の整備が求められることに加え、老朽不動産の更新・改修へのニーズも更に増大することが見込まれている。

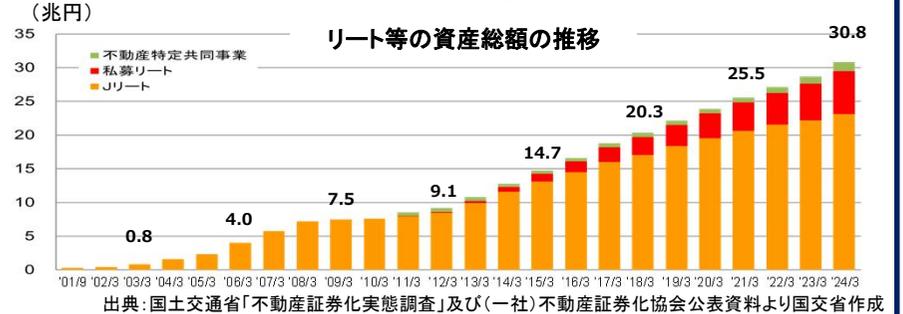
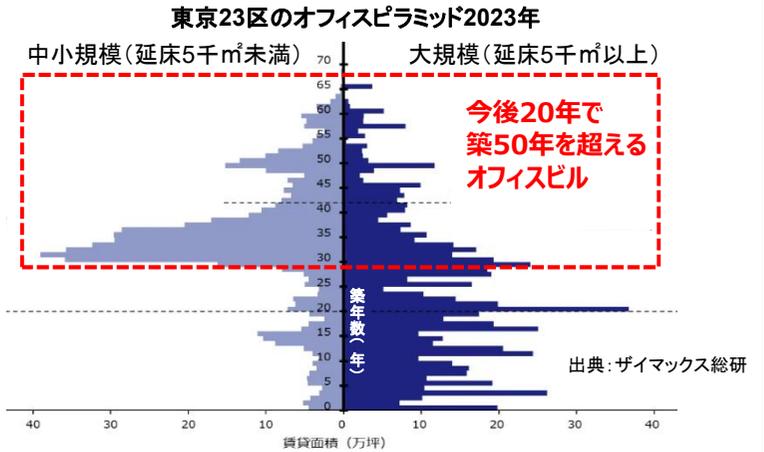
### ○不動産市場の資金調達力強化の必要性

これらのニーズに適切に対応していくためには、不動産市場全体の資金調達力の強化を図っていく必要がある、金融機関等からの借入による資金調達のみならず、広く投資資金を呼び込めるよう、不動産証券化の一層の拡大を図る。

### 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」

(令和4年6月7日閣議決定)

優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、...



## 要望の結果

### 特例措置の内容

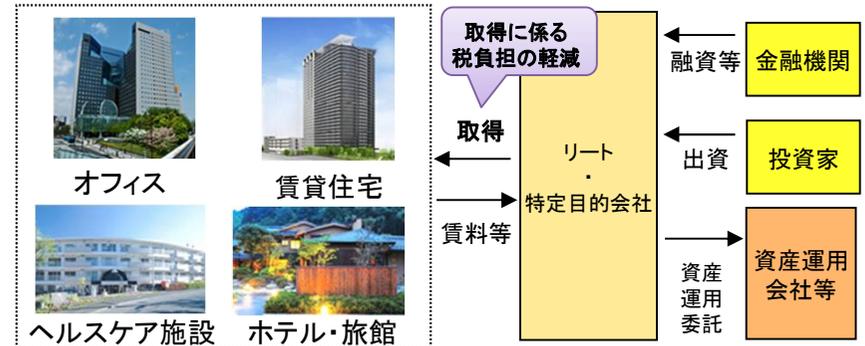
リート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

【登録免許税】 移転登記に係る税率を軽減(本則 2% → 1.3%)

【不動産取得税】 課税標準から3/5を控除

**結果** 現行措置の2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長

### <リート及び特定目的会社の仕組み>



# 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長 (登録免許税・不動産取得税)

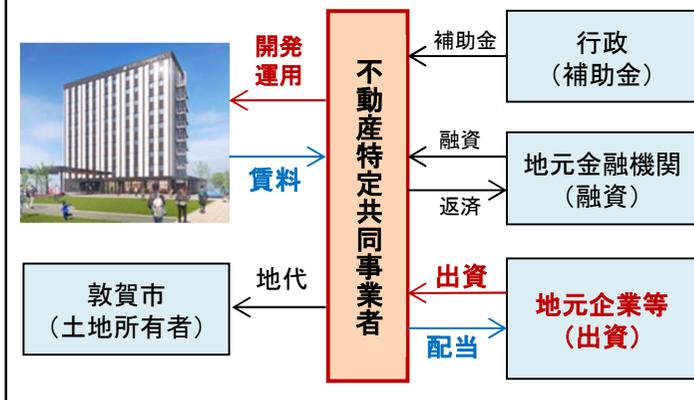
不動産特定共同事業を活用した民間不動産投資を一層推進するため、不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産に係る現行の特例措置を2年間延長するとともに、不動産取得後の着工までの期間の要件を3年に緩和する。

## 施策の背景

- 不動産証券化のうち「不動産特定共同事業」は、個別の不動産を特定した上で、出資を募る手法で、当該不動産の開発も出資対象に含めることが出来るスキーム。
- このようなスキームの特徴から、例えば、
  - ①老朽不動産の更新などを行おうとする際に、資金を金融機関等からの借入のみに頼らずに、投資家から出資を募って当該更新を行うケース、
  - ②地方都市などで開発を行おうとする際に、開発リスクを全て負える主体の確保が難しい場合に、地域のステークホルダーなどから出資を募って当該開発を行うケースなどにも活用されている。
- 不動産特定共同事業の活用を後押しすることで、各地域において必要となる不動産開発の促進を図る。

### <地方都市での活用例>

敦賀市では、不動産特定共同事業のスキームを用いて、地元金融機関の融資に加えて、地元企業等からの出資を募り、敦賀駅前で複合施設(ホテル、商業施設、子育て支援施設等)の整備を実現。



### ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)

不動産証券化手法の一つである不動産特定共同事業について、クラウドファンディングも含め、その活用を推進することにより、地域の空き家等の遊休不動産をコワーキング施設などデジタルに対応した施設等に再生・活用し、コミュニティの形成促進等による地域の社会課題解決を目指す。

## 要望の結果

### 特例措置の内容

不動産特定共同事業の特例事業者等が一定の建築や改修を行う不動産について以下の措置を講じる。

【登録免許税】税率軽減(移転登記：2% → 1.3%、保存登記：0.4% → 0.3%)

【不動産取得税】課税標準から1/2を控除

### 結果

○現行の措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

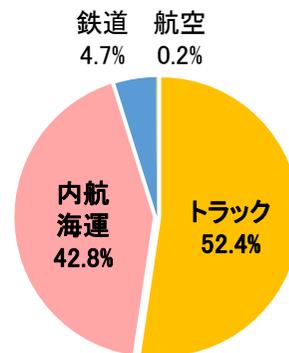
○不動産取得後の着工までの期間の要件を3年(現行:2年)に緩和する(拡充)。

# トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業者がトラック、内航貨物船、機械装置等を取得した場合に特別償却又は税額控除の選択適用を認める特例措置を延長する。

## 施策の背景

- トラック事業者、内航海運事業者等は、**国内貨物輸送の大半を担う**など、我が国の国民生活及び産業活動において**重要な役割**を果たしている。
- 一方で、その大半を**投資余力の小さい中小企業者が占めており**、その経営基盤の強化や生産性の向上を図るため、**設備投資の促進を図ることが重要**。
- 経営基盤が脆弱な中小のトラック事業者、内航海運事業者等の設備投資を促進することで、
  - ・ 国民生活及び産業活動を支えるサービスの**安定的な供給の確保**や、その**コスト削減及び生産性向上**に寄与
  - ・ 幅広い関連業界への**経済波及効果**を通じて、**日本経済の活性化**に寄与



【国内貨物輸送量】  
(トンキロベース)  
※令和4年度の数値



	トラック事業	内航海運事業 (船舶の貸渡をする事業)
事業者数	63,127事業者	1,582事業者
従業員数	201万人	5.3万人
中小企業の割合	97.5%	91.2%
営業利益率(平均) (営業利益/売上高) 参考:全産業平均は4.5%	0.0%	1.8%

※トラック事業は令和4年度又は令和4暦年の数値  
内航海運事業は令和5年度又は令和5暦年の数値  
内航海運事業の営業利益率は中小企業の数値  
※(出典)トラック事業の従業員数:総務省「労働力調査」  
トラック事業の営業利益率:全日本トラック協会「経営分析報告書」  
その他の項目:国土交通省調べによる



## 要望の結果

### 現行の特例措置

- 【所得税・法人税等】 中小企業者がトラック、内航貨物船、機械装置等を取得した場合に、取得価額(内航船舶は取得価額の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択を可能とする。

### 結果

- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

# 国際戦略港湾等の荷さばき施設等に係る特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

国際基幹航路の我が国港湾への寄港を維持・拡大するため、国際戦略港湾等の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る特例措置を延長する。また、効率的な海上輸送網を形成するため、特定貨物輸入拠点港湾において資源・エネルギー等の輸入拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る特例措置を延長する。

## 施策の背景

【政府計画への位置づけ】経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(同左)等

### 国際戦略港湾及び国際拠点港湾

- 世界的なコンテナ船の大型化等に伴い、国際基幹航路の寄港地の絞り込みが進行。他方、輸出入に係るリードタイムの短縮や輸送コストの低減を図るため、我が国港湾への寄港を維持・拡大することが必要である。
  - コンテナ船が我が国の主要港湾に寄港するよう、荷役効率の向上等に資する高効率な荷さばき施設、荷主等の脱炭素社会への意識の高まりを踏まえた陸上電力供給設備等の整備を進めることが必要である。
- ⇒ 国際基幹航路の寄港地として選択される環境を整備し、国際競争力を強化。

### 特定貨物輸入拠点港湾

- 資源・エネルギー等の安定かつ安価な輸入を確保するためには、ばら積み貨物の輸入拠点となる特定貨物輸入拠点港湾において、大型船に対応した港湾機能を確保したり、企業間連携による海上運送の共同化を進めたりすることが必要である。
  - 併せて、大型船に対応した効率的な積卸しや荷さばきに資する、高効率な荷さばき施設等の整備を促進することが必要である。
- ⇒ 大型船による一括大量輸送を可能にし、効率的な海上輸送網の形成を促進。

## 要望の結果

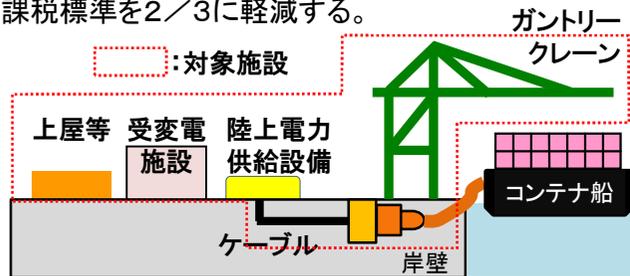
### 国際戦略港湾及び国際拠点港湾

#### 現行の特例措置

- 【固定資産税・都市計画税】一定の要件を満たす埠頭において、港湾運営会社が無利子貸付等を受けて取得した荷さばき施設等<sup>※1</sup>について、取得後10年間、課税標準を軽減する<sup>※2</sup>。  
<sup>※1</sup> ガントリークレーン等については、港湾脱炭素化促進事業により取得したもの。  
<sup>※2</sup> 国際戦略港湾: 1/2、一定の要件を満たす国際拠点港湾: 2/3
- 【固定資産税】港湾運営会社が二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を受け、かつ、港湾脱炭素化促進事業により取得した陸上電力供給設備について、取得後3年間、課税標準を2/3に軽減する。

#### 結果

- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。



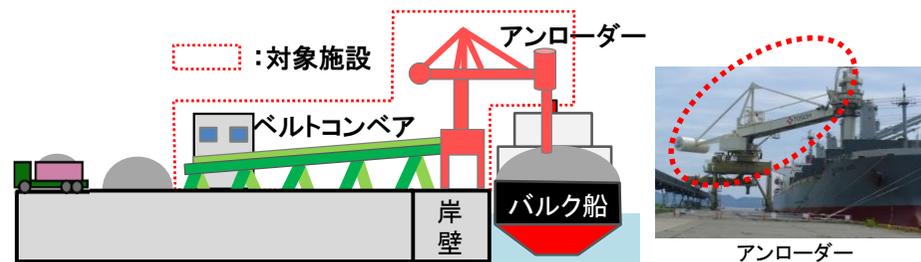
### 特定貨物輸入拠点港湾

#### 現行の特例措置

- 【固定資産税・都市計画税】一定の要件を満たす埠頭において、特定利用推進計画に基づき港湾機能高度化施設整備費補助を受けて取得した荷さばき施設等<sup>※</sup>について、取得後10年間、課税標準を2/3に軽減する。  
<sup>※</sup> アンローダー等については、港湾脱炭素化促進事業により取得したもの。

#### 結果

- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。



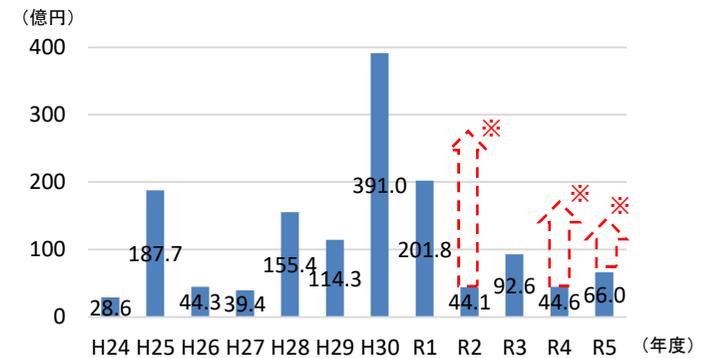
# 鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設 (固定資産税)

激甚化・頻発化する豪雨災害に備えるため、鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した施設に係る特例措置を創設する。

## 施策の背景

- 豪雨災害に伴い河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入被害が生じると、その復旧に長期間を要する事態となる。このため、これらを防止する対策など更なる豪雨対策の促進を図ることが喫緊の課題である。
- 鉄道施設の豪雨対策には多額の費用を要する上、整備後の施設の維持管理にも費用がかかることから、鉄軌道事業者の負担の軽減を図る必要がある。
- 鉄軌道事業者による豪雨対策を促進することで、激甚化・頻発化する豪雨災害を未然に防止し、もって災害時における地域の足の確保や、旅客及び貨物の鉄道ネットワーク・サプライチェーンの寸断防止を目指す。

## ■豪雨災害による鉄道施設の被害額の推移



(出典)「鉄軌道輸送の安全に関わる情報」を基に作成  
※復旧が完了していないJR肥薩線等の被害額は含まれていない。

## 要望の結果

### 特例措置の内容

- **【固定資産税】** 次の要件に該当する鉄道施設について、取得後5年間、課税標準を2/3※に軽減する措置を創設する。  
(※JR本州3社(JR東日本・JR東海・JR西日本)は、5年間3/4)

#### <対象施設>

- ・鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した施設のうち、被害を防止又は軽減するために取得した部分

#### <対象線区>

- ・片道断面輸送量1日1万人未満の線区
- ・片道断面輸送量1日1万人以上15万人未満の線区(JR本州3社を除く)
- ・優等列車又は貨物列車が運行する線区(同上)

### 適用期限

- 2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

## ■豪雨対策のイメージ



橋りょうの流失・傾斜防止対策  
(ブロックによる橋脚の補強)



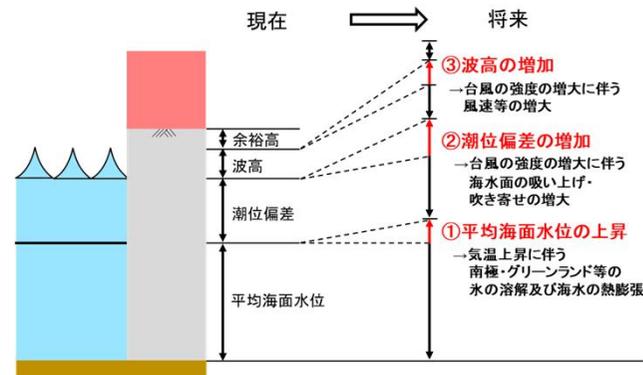
斜面の崩壊防止対策  
(コンクリート柱による斜面の補強)

# 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充・延長 (固定資産税)

南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性の高まり、気候変動による平均海面水位の上昇等を踏まえ、民間事業者が実施する耐震改良・浸水対策の促進によりサプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図るため、民有護岸の改良等に係る特例措置を拡充・延長する。

## 施策の背景

- 護岸等は、**航路の機能確保や後背地の浸水防護のために重要な施設**。しかし、民間事業者が所有・管理する護岸等の中には、十分な耐震性を有しないものや**昨今の気候変動による平均海面水位の上昇や高潮・高波の災害リスクの増大を踏まえると嵩上げ等が必要なものが存在する**。
- こうした耐震性が不足している護岸等や嵩上げが必要な護岸等が存在すると、崩壊し航路を閉塞する可能性や、当該箇所から浸水し港湾広域に影響を及ぼす可能性があるため、**関係者連携・協働の取組が不可欠であるとともに、その改良等に要する費用負担を軽減する必要がある**。
- **官民が連携し臨海部の強靱化に取り組む協働防護を推進し**、民間事業者が実施する耐震改良・浸水対策を支援することにより、**サプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図る**。



護岸等の嵩上げの必要性

## 要望の結果

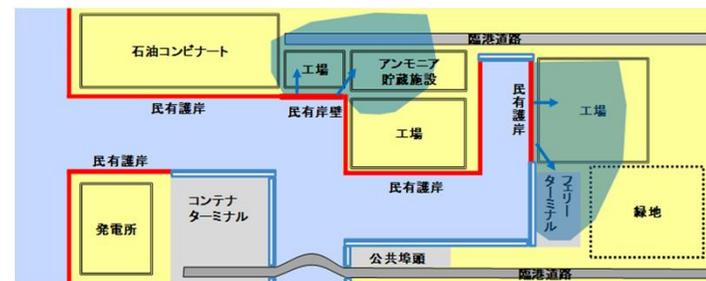
### 現行の特例措置・結果

	現行の特例措置	結果(拡充後の特例措置)
対象地域	南海トラフ地震防災対策推進地域等	限定なし
対象施設	国の無利子貸付けを受けて改良された特別特定技術基準対象施設(護岸・岸壁・物揚場)	民間事業者が策定する協定※1の対象となる護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場であって、当該民間事業者が取得又は改良したもの※2
特例の内容	【固定資産税】改良後5年間、課税標準を1/2※3に軽減する	【固定資産税】改良等後5年間、課税標準を1/2※3に軽減する

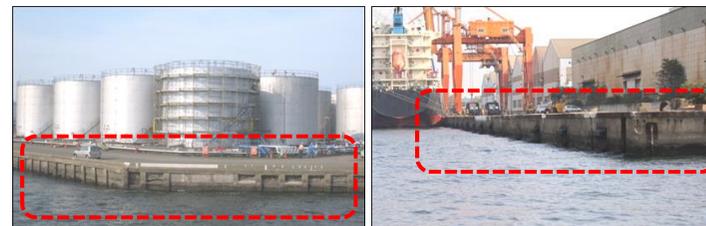
※1 一定の基準に適合するもの(関連する法改正を検討中)

※2 国の支援を受けて作成された協働防護に関する計画を有する港湾において、国土交通省が認めた施設

※3 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存在する施設以外の施設については、5/6



公共(二重線)・民有(実線)の護岸等の配置と浸水時のイメージ



民有の護岸・岸壁の例

- 【固定資産税】上表に記載の拡充を行った上で、3年間(令和8年4月1日～令和11年3月31日)延長する。

## 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置の延長(固定資産税)

災害時における緊急輸送道路等の閉塞防止の観点から、無電柱化を引き続き促進するため、電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を3年間延長する。

### 施策の背景

- 頻発化・激甚化する災害に際し、市街地等の緊急輸送道路において、電柱倒壊による道路閉塞の被害防止に有効な無電柱化を引き続き強力に推進する必要。
- 令和6年能登半島地震では、約3,100本の電柱倒壊等が発生したことによる道路閉塞により、応急復旧作業への支障が一部で発生するなど、防災上重要な道路の無電柱化の必要性に係る認識が一層向上。
- これまで、緊急輸送道路のほぼ全てにおける新設電柱の占用が禁止されるとともに、電線共同溝等の整備の進捗に合わせた既設電柱の占用制限も開始。
- 引き続き、特例措置を講じることで、電線管理者の負担を軽減し、一刻も早い無電柱化を促す必要。



【令和元年9月 台風15号による電柱倒壊状況】



【令和4年12月 暴風雪による電柱倒壊状況】



【令和6年1月 能登半島地震による電柱倒壊状況】



### 要望の結果

特例措置の内容 電線管理者が緊急輸送道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税を軽減する。

- ①電柱の占用を禁止又は制限している道路 課税標準を4年間1/2に軽減
- ②上記以外の緊急輸送道路 課税標準を4年間3/4に軽減

### 結果

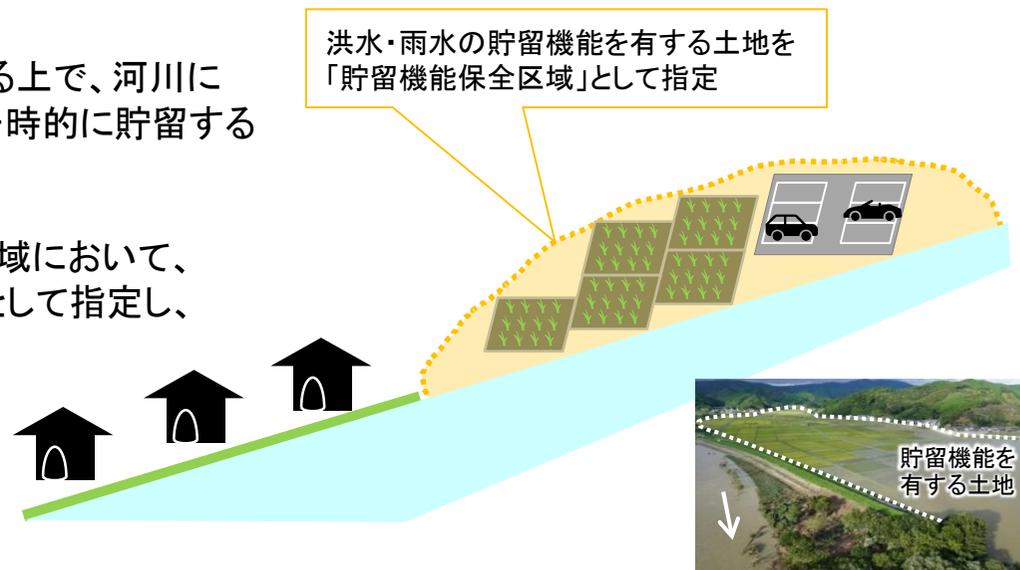
現行の特例措置を3年間(令和7年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

# 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合における固定資産税等の特例措置を3年間延長する。

## 施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制し、流域内の治水安全度の向上を図る上で、河川に隣接する低地等(河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地)の区域の保全が重要。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川の流域において、洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定し、盛土等の貯留機能を阻害する行為を抑制。
- 区域指定に当たって必要な土地所有者の同意を得るための、インセンティブとなる負担軽減措置が必要。



(貯留機能保全区域のイメージ図)

(貯留機能を有する土地の例)

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、 $2/3 \sim 5/6$ の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準: $3/4$ )。

### 結果

現行の措置を3年間(令和7年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

# 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の延長 (自動車税)

交通事故による被害の低減のため、衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バス車両に係る特例措置を延長する。

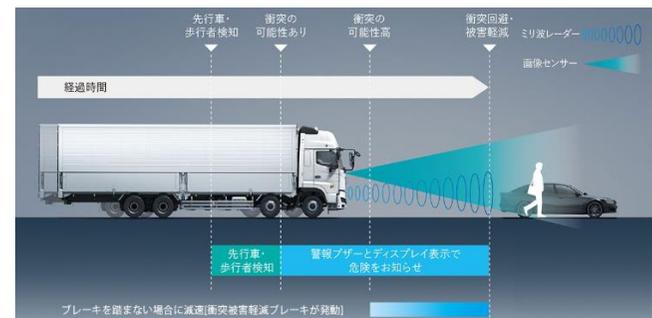
## 施策の背景

- 「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月中央交通安全対策会議決定)において令和7年までに交通事故による死者数を2,000人以下とする政府目標が掲げられている中、令和5年の交通事故死者数は2,678人であり、更なる取組の強化が必要な状況にある。
  - 特に、トラック・バスなどの大型車両は、事故発生時の被害が大きくなりやすく、**高い事故防止・被害軽減効果が期待される先進安全技術を搭載した車両の早期の普及・導入**が求められている。他方、それらの車両の価格は従来のものより高額であり、事業者の負担が大きいため、車両導入時の負担を軽減することが不可欠である。
- ▼
- 先進安全技術を搭載した車両の早期普及を促進することで、**交通事故による死者数の低減を図り、もって安心・安全な社会の実現を目指す。**

### 衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)

死亡事故	1,190件
うち対歩行者	414件
低減効果※	34.8%

※平成28年～令和2年における大・中型トラックの死亡事故のうち、装置により防ぎうるタイプの事故の件数から試算。



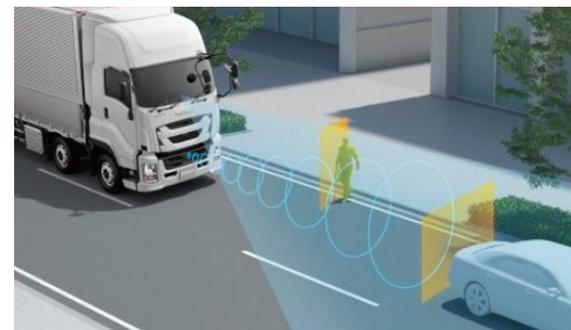
## 要望の結果

### 現行の特例措置

- 【自動車税(環境性能割)】車両総重量3.5t超のトラック・バス車両であって、衝突被害軽減ブレーキを搭載したものについて、取得価額から175万円を控除する。

### 結果

- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。



# ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の バリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車税）

ユニバーサル社会の実現を図るため、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）等のバリアフリー車両に係る特例措置を延長する。

## 施策の背景

- 高齢化が進展する我が国では、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保し、全ての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現が求められている。このため、これらの者がバス、タクシーなどの自動車交通を利用して安全・円滑に移動できるよう、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。
- 他方、バリアフリー車両の導入は、直接的な需要増には結びつかない投資であること、通常の車両より高額であること等によりその普及が低調な状況にある。このため、バリアフリー車両の取得時における負担を軽減することが不可欠である。

乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）	
ノンステップバス	68.0%（約80%）
リフト付きバス	6.5%（約25%）
空港アクセスバス※1	40.1%（約50%）
貸切バス（観光バス等）	
ノンステップバス・リフト付きバス	1,157台（約2,100台）
タクシー	
福祉タクシー	45,311台（約90,000台）
UDタクシー※2	2/47（47/47）

### バリアフリー車両の導入状況

（括弧内は「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標）

※1 平均利用者数2,000人/日以上航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数

※2 総車両数の約25%がUDタクシーである都道府県の数

- 自動車交通におけるバリアフリー車両の導入を促進することで、高齢者、障害者等を含む全ての者が安心して移動・生活することができるユニバーサル社会の実現を目指す。

## 要望の結果

### 現行の特例措置

- 【自動車税（環境性能割）】一般乗合旅客自動車運送事業者等が取得するバリアフリー車両について、取得価額から右表のとおり控除する。

### 結果

ノンステップバス	リフト付きバス（乗車定員30人以上） 〔空港アクセスバス〕	リフト付きバス（乗車定員30人未満） 〔それ以外〕	UDタクシー
			
1,000万円を控除	800万円を控除	650万円を控除	200万円を控除
			100万円を控除

- 現行の特例措置を2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）延長する。

# 鉄軌道駅のバリアフリー施設に係る特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

鉄軌道駅のバリアフリー化を推進するため、エレベーター、ホームドア等に係る特例措置を延長する。

## 施策の背景

- 高齢化が進展する我が国では、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題である。
  - 鉄軌道駅のバリアフリー化は、直接的な収益増加にはつながらない一方で、**施設等の整備・導入時に多大な費用を要する上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかることとなる。**このため、バリアフリー施設を整備する**鉄軌道事業者の整備後の負担を軽減することが不可欠**である。
- ▼
- 鉄軌道駅における**バリアフリー施設の整備・導入を促進することで、転落・接触事故を防止し、かつ、高齢者、障害者等も安心して円滑に利用できる公共交通の実現を目指す。**

【移動等円滑化の促進に関する基本方針】(令和2年12月25日制定)  
【第2次交通政策基本計画】(令和3年5月28日閣議決定)

- ◆ 1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅と同2,000～3,000人で基本構想の生活関連施設に位置付けられた原則全ての鉄軌道駅では、以下を実施。
  - **エレベーター**等を設置することを始めとした段差の解消
  - **ホームドア、可動式ホーム柵**、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備 等
- ◆ **ホームドア又は可動式ホーム柵**については、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、3,000番線を整備。そのうち、1日当たりの平均利用者数が100,000人以上の鉄軌道駅において、800番線を整備。

## 要望の結果

### 現行の特例措置

- 【固定資産税・都市計画税】 次の要件に該当するバリアフリー施設について、取得後5年間、課税標準を2/3に軽減する。
  - ① 次のいずれかの駅において鉄道事業者等が取得した「エレベーター」並びにその設置に係る家屋及び償却資産
    - ・ 1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の駅
    - ・ バリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた、1日当たりの平均利用者数が2,000人以上の駅
  - ② 次のいずれかの駅において鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産
    - ・ 1日当たりの平均利用者数が100,000人以上の駅及び当該駅からの距離が100km以内の駅
    - ・ バリアフリー法に基づく公共交通特定事業の対象に位置付けられた駅



エレベーター



ホームドアシステム

### 結果

- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

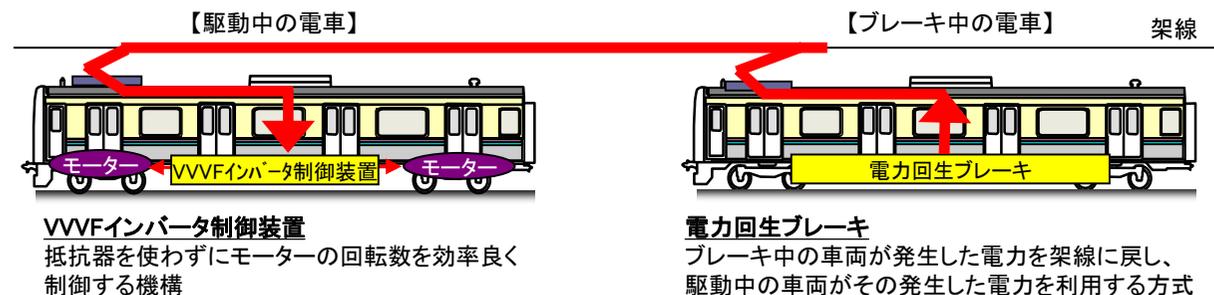
# 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長 (固定資産税)

脱炭素社会の実現に向けて、公共交通機関である鉄道における低炭素化を一層推進するため、低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置を延長する。

## 施策の背景

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、我が国は地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)等に沿って、各種の施策を進めているところ。鉄道旅客輸送においても、更なるCO2排出量の削減、省エネ対策の推進のためには、低炭素化等に資する新規車両の導入を一層推進することが必要である。
- 他方、新規車両への更新・改良を行うためには、導入時に費用負担がかさむだけでなく、車体価格が高額となることにより導入後の固定資産税の負担も増加することから、導入後の負担を軽減することが不可欠である。

- 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進することで、鉄道旅客輸送における低炭素化を一層推進する。



## 要望の結果

### 現行の特例措置

- 【固定資産税】 鉄道事業者が導入する低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両(特急用車両等を除く。)のうち以下の要件等を満たすものについて、取得後5年間、課税標準を3/5(※中小事業者以外の者にとっては2/3)に軽減する。
  - ・旧型車両を代替する場合: ①一定の要件を満たすVVVFインバータ制御装置と②電力回生ブレーキの双方(気動車にあつては①のみ)を備えた車両へ更新又は改良するもの
  - ・その他の場合 : 新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴うもので、上記の装置を備えたもの

### 結果

- 現行の特例措置を一部見直した上で、適用期限を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

# 主要項目以外の項目

## 1. 国土交通省主管

- 所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)
- 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長(不動産取得税)
- シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充等(固定資産税等)
- 鉄軌道事業者が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 鉄軌道事業者が取得した低床型の新造車両に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 都市鉄道利便増進事業において取得される鉄道施設に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- 鉄道の耐震対策の促進に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 鉄軌道事業におけるバイオディーゼル燃料の活用を促進するための所要の措置(軽油引取税)
- 都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長(自動車税)
- 自動車関係諸税の課税のあり方の検討(自動車重量税・自動車税等)
- 車検の受検可能期間の拡大に伴う所要の措置(自動車重量税)

## 2. 他省庁主管

- PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税・固定資産税等)
- 中小企業経営強化税制の拡充・延長(所得税・法人税等)
- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 第一種原動機付自転車における車両区分の改正に伴う同区分に係る軽自動車税の見直し(軽自動車税)
- リース会計基準の変更に伴う所要の措置(法人税等)
- 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等(法人税等)